

地方独立行政法人奈良県立病院機構個人情報の保護に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「保有個人情報」とは、法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち、地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下「当法人」という。）が保有するものをいう。

(安全管理措置)

第3条 法第23条に規定する、当法人が保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために講じなければならない必要かつ適切な措置は、別に定める。

(開示請求)

第4条 条例第3条に規定する書面は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）とする。

(本人の委任による代理人が開示請求する場合に提出する委任状)

第5条 令第22条第3項に規定する委任状は、委任状（個人情報に係る開示請求用）（第2号様式）とする。

(審査基準)

第6条 法第78条の規定に基づき、当法人が行う開示決定等の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、別に定める。

(開示請求に係る費用負担及び手数料)

第7条 法第87条第1項の規定により写し（電磁的記録にあっては、次条で定める方法により交付される物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として奈良県立病院機構料金等規程（以下「料金等規程」という。）で定める額を負担しなければならない。

2 法第89条第7項の規定による開示請求に係る手数料の額は、料金等規程で定める額とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第8条 法第87条第1項に規定する当法人が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスクに記録されている個人情報 当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取
- (2) ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている個人情報 当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。）に記録されている個人情報 次に掲げる方法

ア 当該個人情報を用紙に出力したもの（当法人がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次号及び次項において同じ。）により行うことができるものに限る。イにおいて同じ。）の閲覧

イ 当該個人情報を用紙に出力したものを複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付

- (4) 電磁的記録（前号に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）に記録されている個人情報 当該個人情報を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴。ただし、当法人がその保有するプログラムにより行うことができるものに限る。

2 前項第3号又は第4号の規定にかかわらず、当該個人情報を当法人がその保有するプログラムを用いて光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付が容易であるときは、当該複写したものの交付の方法により開示を行うことができる。

(開示の実施方法等の申出)

第9条 令第26条第1項に規定する書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第3号様式）とする。

(訂正請求)

第10条 条例第5条に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書（第4号様式）とする。

(本人の委任による代理人が訂正請求する場合に提出する委任状)

第11条 令第29条の規定において訂正請求に準用する令第22条第3項に規定する委任状

は、委任状（訂正請求用）（第5号様式）とする。

（利用停止請求）

第12条 条例第6条に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書（第6号様式）とする。

（本人の委任による代理人が利用停止請求する場合に提出する委任状）

第13条 令第29条の規定において利用停止請求に準用する令第22条第3項に規定する委任状は、委任状（利用停止請求用）（第7号様式）とする。

（口頭による開示請求）

第14条 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報は、別に定める。

（その他の取扱い）

第15条 この規程に定めるもののほか、当法人の個人情報の保護に関する事務の取扱いは、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。